

▼申込に必要な書類（1号）

公立幼稚園及び（仮称）大山こども園への入園申込

（1）申込に必要な書類（※申込書類提出の際には本人確認書類の提示をお願いします。）

①公立幼稚園への入園を希望する方

提出が必要な方	提出が必要な書類	必要部数
全員	①教育・保育給付等支給認定申請書	申込児童につき1部
	②入園願書 ※年中児は『2年保育入園願書』	
	③誓約書 ※保証人は保護者と別世帯の方	
	④個人情報等に関する同意書	
該当する世帯のみ	■世帯状況に応じて必要な書類 ※（2）を参照	

②（仮称）大山こども園への入園を希望する方

提出が必要な方	提出が必要な書類	必要部数
全員	①教育・保育給付等支給認定申請書	申込児童につき1部
	②個人情報等に関する同意書	
該当する世帯のみ	■世帯状況に応じて必要な書類 ※（2）を参照	

（2）世帯状況に応じて必要な書類

世帯の状況	提出が必要な書類	必要部数
ひとり親世帯	■教育・保育給付等支給認定申請書の下部に☐を付けてください ■保護者の戸籍謄本（写し） ※児童扶養手当、母子・父子医療費助成・遺族年金のいずれか受給している世帯は提出不要。 ■遺族年金の証書（写し）※受給している方のみ	申込児童につき1部
生活保護世帯	■教育・保育給付等支給認定申請書の下部に☐を付けてください	
同居している方に 障がい者（児）がいる世帯	■教育・保育給付等支給認定申請書の下部に☐を付けてください ・以下の手当等を受給されている場合は証書や手帳等の写しをご提出ください。 ■特別児童扶養手当 ■身体障がい者手帳 ■精神障がい者保健福祉手帳 ■療育手帳 ■障がい年金	
米軍人・軍属等で宜野湾市に住民票がない方	■パスポートや在留カード（写し）	

公立幼稚園の一時預かり保育（午後の預かり保育）の利用 ※詳細はP14.15を参照

（1）利用に必要な書類

①長期預かり保育【※保護者の就労等を理由に午後の保育を必要とする方】

提出が必要な方	提出が必要な書類	必要部数
全員	①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書	申込児童につき1部
	②一時預かり保育許可申請書	
	③『保育を必要とする事由』を証明する書類（※P7を参照。きょうだいがいる場合は原本+コピーでも可。）	
希望する世帯のみ	④ケータリング利用に係る誓約書 ※ <u>弁当日（火・木）を除く</u>	

《注意事項》

- 『保育を必要とする事由』が『育児休業』または『みなし育休』の場合は、『短期預かり保育』の取り扱いとなります。
- ケータリングの利用を希望しない場合は、月・水・金も弁当持参となります。

②短期預かり保育【※専業主婦（夫）の方】

提出が必要な方	提出が必要な書類	必要部数
全員	①一時預かり保育許可申請書 ※利用を希望する1週間前までに幼稚園へ直接ご提出ください。	申込児童につき1部

《注意事項》

- 『短期預かり保育』は、日単位（月の教育日数の半数以上を超えない範囲）での利用となります。
- 長期休業中等の園の状況によって、受け入れを制限する場合があります。